

# 閲覧および謄写請求書

関西大学生生活協同組合 御中

私は、貴組合が保管する消費生活協同組合法第25条の2、同第26条の5、同第30条の7、同第31条の7、同第45条、同第53条の2に規定され、貴組合定款第35条第1項に記載する以下の項目について、定款第35条第3項および同第78条に則り以下の行為を請求します。

## 記

### 1. 請求項目

- 定款       規約( 総代会関係      個人情報取扱関係 )       財務諸表
- 組合員名簿       理事会議事録       総代会議事録

※ 原則、それぞれ直近に発行、または提出ならびに承認を受けたのものを提供致します。なお、PDFファイル形式などのデータによる提供は致しません。

### 2. 請求行為

- 閲覧       謄写

※ 謄写の場合は、本書受領後概ね2～3営業日以降のお渡しとなります。なお謄写費用を頂戴します。

### 3. 本書(「閲覧および謄写請求書」)の提出方法

来訪を原則とします(事前に電話連絡のうえ、必要な本人確認書類等のコピーをご持参下さい)。

※ 時期により営業時間が異なります。ご来訪の場合は必ず事前に電話連絡によりご確認下さい。

※ 郵送提出の場合は、配荷停止期間により受領確認が遅れる場合が有ります。予めご了承下さい。

### 4. 請求目的/請求理由(正当な目的、理由が無い場合には提供をお断り致します。)

### 5. 本人確認資料(請求者本人および代理人ともに必要です。代理人による請求の場合の請求者本人の本人確認資料は以下の中から顔写真付きのものは1点、そうでないものは2点のコピーを提出願います。)

#### 【請求者本人の属性】

- 組合員       債権者(「理事会議事録」については裁判所の許可を得た組合の債権者に限ります。)

#### 【本人確認資料】

- ①運転免許証       ②パスポート       ③健康保険証       ④個人番号カード
- ⑤住民票の写し       ⑥住民票記載事項証明(氏名、生年月日、住所、世帯主、続柄)
- ⑦公的資格証明書等(顔写真付き)       ⑧組合員証       ⑨裁判所許可証
- ⑩委任状       ⑪申請者本人との関係証明書

※ コピーについては請求者本人および代理人それぞれ④⑤は個人番号部分を判読不能にして下さい。

⑦⑧は来訪時(現物提示)のみ有効で、うち⑧については申請者本人または代理人が組合員の場合に限ります。⑩⑪は代理人申請の場合に必要となります。

(裏面に続く)

閲覧／謄写請求申請日：20 年 月 日 ※ 記入日または投函日をご記入下さい。

請求人氏名(自署) ⑩

住所 〒

電話 ( ) - ※ 日中に連絡がつく番号をご記入下さい。

代理人氏名(自署) ⑩

住所 〒

電話 ( ) -

請求人との関係

法定代理人等  その他の代理人：親族 弁護士 他( )

- .....
1. 当請求書に必要事項を全て記載のうえお申し込み下さい。記載漏れや必要書類漏れがある場合は応じられない場合があります。また、ご要望の一部または全部について法令等により応じられない場合がありますが、その場合はその旨をご案内致します。
  2. 請求人が未成年者又は成年被後見人の場合には、代理人(法定代理人)欄も必ずご記入下さい。それ以外の場合は、代理人による請求時のみご記入下さい。
  3. 謄写の請求で、郵送による返送をご希望の場合は、返送先を記した角2号サイズの返送用封筒をご用意下さい。謄写費用と送料の合計額を頂戴します。なお、手渡しの場合は謄写費用のみを頂戴します。謄写費用は原本1ページにつき10円(税抜)となります。
  4. 本請求書を郵送にて提出の場合、長期休業等により業務の都合上配荷を停止する期間が有り、受領確認自体が遅れる場合があります。予めご了承下さい。
  5. 閲覧申請の場合、代理人を含む請求者による謄写(カメラ・スマートフォン・携帯電話・簡易プリント機能付きカメラ等による写真撮影、筆記による写本等)はお断り致します。
  5. 時期により営業時間が異なります。ご来訪の場合は、必ず事前に電話連絡によりご確認下さい。
  6. ご質問等は下記宛にお願い致します。

〒565-0842 大阪府吹田市千里山東3-10-1 関西大学生生活協同組合 総務部  
電話：(06)6368-7527 FAX:(06)6368-7555 Eメール：[ku-info@kandai.ne.jp](mailto:ku-info@kandai.ne.jp)

本書受領日	承認日(専務)	準備完了日	提供／返送日	謄写枚数	郵送料	精算完了日	